

DPC/PDPS コーディングマニュアルについて

DPC/PDPS は診断群分類に基づいた1日当たり定額報酬算定制度であり、診断群分類のコーディングはその報酬算定の根拠となる重要な役割を担っている。

1. 経緯

- 診断群分類の選択については、一定のルールに基づいて主治医の医学的な判断でコーディングすることとされているが、コーディングに関する詳細な指針等はなく、平成 24 年4月 25 日 DPC 評価分科会において

- ・事例によっては不適切なコーディングが散見される
- ・コーディングの質が医療機関ごとに大きく差がある

といった指摘がなされたところ。

- DPC 評価分科会においてはこの指摘を踏まえ、DPC/PDPS コーディングに関するマニュアルを DPC 研究班で作成してもらうこととした。

<参考:留意事項通知(抜粋)>

第 2 診断群分類区分等について

1 診断群分類区分の適用の考え方

- (1) (前略)入院患者に対する診断群分類区分の適用は、当該患者の傷病名、手術、処置等、副症病名等に基づき主治医が判断するものとする。(後略)
- (2) 「傷病名」は、入院期間において治療の対象となった傷病のうち医療資源を最も投入した傷病(医療資源を最も投入した傷病が確定していない場合は入院の契機となった傷病をいう。)について、主治医が ICD10 から選択すること。

(後略)

2. DPC コーディングマニュアルの今後の取扱いについて(案)

現在、DPC コーディングに関するマニュアル案の作成が進んでいるところであるが、当該マニュアル案は引き続きDPC 評価分科会で内容の検討を行った上で、試行版を取りまとめ、DPC 病院へ情報提供を行うこととしてはどうか。